

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 警察庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.6%
全職員	76.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額になっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	90.7%
本省課室長相当職	101.3%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.4%
係長相当職	88.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.0%
31～35年	90.6%
26～30年	88.9%
21～25年	88.4%
16～20年	78.6%
11～15年	89.9%
6～10年	92.1%
1～5年	100.6%

【説明欄】

- 扶養手当、単身赴任手当、住居手当等については、被支給者の男女比は男性の方が高い。
- 職員数の計上の際、所定勤務日数に満たない職員については、月ごとに、所定勤務日数に占める勤務日数の割合に応じた換算を行っている。
(例：所定勤務日数が20日の月に10日勤務した職員については、当該月は0.5人と計上する。)

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当・・・一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員
本省課室長相当職・・・同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員
地方機関課長・本省課長補佐相当職・・・同俸給表5級及び6級相当職の職員
係長相当職・・・同俸給表3級及び4級相当職の職員

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、令和4年度までの年度単位で算出している。特定地方警察官（地方警察官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警察官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。）の勤続年数については、都道府県警察に採用された年度を勤続年数1年目としている。